

No.275 2017.3.13

連帯

学校事務職員労働組合神奈川(がくろう神奈川)

横浜市港北区篠原台町36-28-602

TEL/FAX 045-434-2114 http://gakurou.gjpw.net/

文科省・国会議員へ

反対訴え緊急要請

「共同学校事務室」法案めぐり

前号既報の通り、政府は学校事務の共同実施を「共同学校事務室」として法制化する地教行法改正や、事務職員の職務を「従事する」から「つかさどる」と改める学校教育法改正を盛り込んだ法律案を、今国会に提出している。がくろう神奈川も参加する全学労連はこれを受け、文科省と文教科関係国会議員に向け、学校事務に関する部分の削除を求める緊急要請と折衝を行った。

要請では特に共同学校事務室について、各常勤配置という本来の学校事務職員制度を崩壊させかねない指摘した。文科省は折衝で共同事務室について、各学校に配置されている事務職員が時折集まるイメージで、センター化や人員削減型の共同実施は想定していないし好ましくないとしつつ、そうした共同実施も違法とは言えない、

と危機感に欠ける回答。また、事務の共同処理のあり方や内容を明確にする考えもなく、具体は各地方で決めること、という無責任ぶり。

「つかさどる」の意図については教員の言い回しに準じたもので、その結果として職務規定が広がる場合もあり得る、とした。しかし職務規定の具体は何も考えていない、とこちらも責任感のなさが浮き彫りになった。

一方議員要請では、合理化への危機感と歯止めをかける必要性が、多くの議員に共有された。

文科省の無責任・無内容な法制化は、その意図に関わらず各地方の暴走を許しかねない。特に学校設置者と給与負担者が一致する政令市では、共同事務室で事務職員を削減する動きが出かねない。そうした動きを許さない取組を、今後も展開していく。

政令市費化・川崎——チーム学校の悪影響早くも職務標準変更Ⅱ業務増大と

「相互支援組織」設置の動き

市教委は2月、新たな職務標準案を提案してきた。その内容は、現行の標準的職務に新たに「教育活動支援に資すること」という分掌事務を加えるもの。端的に言って事務職員の業務増大につながるものだ。

通知案に記載された「趣旨」では「チーム学校の考え方が色濃くにじんでいる。しかしその実態は、単に金をかけずに校長の管理権限強化と現場職員の過重労働を進めるばかりであり、また

「教員・管理職の負担軽減」をとお題目に教育活動以外の業務を事務職員に押し付けようとするものだ。今回の川崎における動きはこれと軌を一にするものとも映る。

業務増大に対し組合は《反対》を基本姿勢に毅然と対応していく。また同日、「学校業務相互支援事業」実施についても提案があった。その内容は、人員削減やセ

ンター化、非正規雇用化といった合理化政策である「学校事務の共同実施」につながりかねないものだ。

「相互支援事業」では、市教委が区ごとに「相互支援組織」を設け、指定した「地区代表者」の運営・総括のもと事務職員が集まり、事務の効率化・適正化や相互支援等を行うとしている。

政令市費化・相模原——再任用・臨任制度を維持する！

政令市費化・相模原——

市教委主体のもと事務の集団化の受け皿が作られれば、将来一気に「共同実施」へと進める状況になる。また、地区代表者と級の格付けを関連づける規定もあり、事務職員内に公然と上下関係・階層化が持ち込まれかねない点も問題だ。

私たち学校事務職員はこれまでも、対等な関係に基づく共同性と自発性のもと、学校の枠を超え助け合いながら働いてきた。官製の「相互支援組織」などいらない！

懸案事項だった再任用、臨任・非常勤の勤務条件がようやく固まった。市の制度では、年金支給まではフルタイムもその後は短時間再任用のみ、さらに学校事務以外への異動の可能性もあるというもの。組合は「学校事務職員」再任用として最後まで働ける環境を要求し、最終的には学校事務として5年間フルタイムの制度になった。た

すことができたことは大きな一歩。さらに事務職員の常勤代替については、給与の頭打ちを引き上げ若干ではあるが改善させた。しかし非常勤事務職員については、時給千円・1日5時間半勤務と現行水準を大きく下回り、再任用賃金ともども今後へ課題を残した。

4月からは教頭の副校長への名称変更と、服務関係など校長権限の副校長への一部委譲が行われる。これに伴う副校長職と事務職員の関係については警戒が必要だと思ふ。また、移管と同時に校長に対しても出勤簿の押印を求め、出張や休暇承認について教職員課長が教育長の委任のもと行うなど管理を強める。全体の人事管理についても一層強まること予想されるが、移管を口実にこれまでの労働条件を一気に悪化させるなどあつてはならない。

一定歯止めをかけつつ残った課題も多い。私たちは、当たり前の働き方を求めてさらなる改善をめざす。ともに！

一方的、拙速な人事給与システム 更新で学校現場は大混乱 県教委はもつと学校事務職員の声を聴け！

この2月、神奈川県は新人事給与システムを稼働させた。その為に給与資料報告の日程等も早められたにも拘らず、2月分給与では様々なエラーが出てしまい、県教委、給与・教育事務所、そして学校現場はてんでこ舞い。給与が真つ当に支給されないなんてとんでもないことだ。

2月分給与で 誤支給多発

握の為に現場から報告を上げさせ、給与資料報告は再提出等、混乱のしわ寄せは現場にも及んだ。

採用・退職・休職・休業・復職等の給与支給額誤り、口座振込金額変更者に現金支給、諸手当報告と支給額の齟齬、遡及した実績給の不支給、等の場合があり、児童手当に至ってはほぼ全員が不支給、等不支給の児童手当については急遽23日に支給、誤りの把握

Sさん分限免職＝ 解雇撤回裁判

いよいよ判決日
勝利判決を！
3月23日 13時10分
場所：横浜地裁502法廷
に集まろう！

職員の給与は大切だ

この外にも、再年調、再々年調の明細書が出力されず、結果は配布済みの源泉徴収票に反映」と通知。ところが再再年調の源泉徴収票には誤りがある可能性があり配布を一

時保留せよ、と指示。その後ひと月経とうというのに音沙汰無し。いったい私たちの給与を何だと思っているのか。人事給与システムと言え、雇用する側にとって基幹中の基幹システム、一片のお詫び文書で済むことではない。

いのちを守れ！フクシマを忘れない 3・20さようなら原発全国集会へ

福島原発事故から6年が過ぎた。メルトダウンした核燃料の状況も把握できずに汚染水はたまり続け、30〜40年かかるという廃炉作業の目途も立っていない。原子力緊急事態宣言は未だ解除されず、一般人の立ち入りを厳しく規制する放射線管理区域並みの汚染を受けた土地に子どもを含めた人々が放置されている。今なお8万人もの被災者が厳しい避難生活を送っている。政府は避難区域外からの「自主避難者」に対する住宅無償

話し合うことが罪になる 共謀罪なんていらない！ 4度目の国会提出を許すな！

安倍政権は、2020年東京五輪の成功のためには「テロ対策」が必要と共謀罪の新設を狙っている。実際に犯罪を起こさないかぎり処罰されないのが近代刑法の大原則だが、法律に違反することと話し合い、合意されたというだけで処罰できる共謀罪は、対象とされる法律の範囲も広く、どのような行為が犯罪の対象にされるかも曖昧、犯罪とされる行為のレベルを大幅に引き下げたもので、立証するためには「被害」の出る前から盗聴な密告など警察権力を拡大、これまでの法の理念を破壊するものと言えるのだ。国家が市民の心の中まで監視する現代版治安維持法とも言われる法律だ。

戦前は軍機保護法、隣組、治安維持法で国民を管理監視し戦争に邁進した。安保法や秘密保護法を強行し、さらに共謀罪成立を目論む安倍政権に状況は重ならないか？
これまで3度も廃案になった共謀罪。4度目の提出を許すな！

〈集会案内〉

- 3月20日(月・春分の日)
- 会場 代々木公園
(JR「原宿」駅他)
- 11時 ブース開店、さようなら原発ライブ
- 13時30分 発言 落合恵子さん、鎌田慧さん、河合弘之さん他
- 15時 デモ出発